教 生 学 第 421 号 令和元年(2019年)7月26日

各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 各 市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

児童虐待に係る研修資料について(通知)

このことについて、国が作成した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要をまとめた資料を作成しました。

つきましては、これまでの事案・事件における課題を踏まえ、教育関係者全てが児童虐待防止対策や虐待の対応について理解を深めるとともに、子どもの命を守ることを最優先に考えた対応に向け、手引きを活用した校内研修等の実施をお願いします。

(生徒指導・学校安全グループ)

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の活用

		特に注意する内容	留意点
基礎編	 虐待とは 虐待が及ぼす子供への影響 学校、教職員等の役割 教育委員会等設置者の役割 	特に注意する内容 1 虐待の種類 (P1) 身体的虐待 性的虐待 ネグレクト 心理的虐待 3 学校、教職員等の役割 (P3) ① 虐待の早期発見 ② 市町村(虐待対応担当課)や児童相談所への通告 ③ 虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力 ④ 虐待防止のための子供等への教育 4 教育委員会等設置者の役割 (P4~P6) ① 関係機関との連携の強化等のための体制整備 ② 研修の充実 ③ 相談体制の充実、広報・啓発活動 ④ 虐待予防等に関する調査研究、検証	留意点 ・多くの事例はいくつかの虐待が複合 ・学校は関係機関の役割に置いて役割を果たす ・当該事案のその後の学校と共産ので学校と共産ができた。 ・要保護規義会へのよう。 ・要保護機関のでは有いてでは、まず、のでは、まず、のでは、まず、のでは、まず、ののでは、まず、のののののののののののののでは、まず、ののののののでは、まず、ののののののでは、まず、のののののののでは、まず、ののののののでは、まず、ののののでは、まず、ののののでは、まず、ののののでは、まず、のののでは、まず、のののでは、まず、ののののでは、まず、ののでは、まず、ののでは、まず、ののでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、というでは、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、まず、
		⑤ 虐待を受けた幼児児童生徒に対する必要な措置	の相談に対応
特に注意する内容			留意点
対 応編 1	 通告までの流れ 通告の判断に当たって 通告の仕方性的虐待について 	1 相談体制の充実 (P7) 子供や保護者による早い段階からの SOS が未然防止、早期発見、早期対応につながる 1 チームとしての対応 (P17) 管理職が前面に立った組織的対応、関係教職員によるチームとしての対応が大事 1 早期対応 (P17) 「疑い」の段階からの早期対応、速やかな通告が重要 2 通告の判断のポイント (P21) ① 確証がなくても通告すること ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること ③ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと	・複数の相談窓口を教室等に成立を教室等の充実 ・校内研修の充生 ・校内等はは相談・ 報告 ・児連は相談が応 ・児連はなる ・児がある ・とのがある ・とのがある ・とのがある ・とのがある。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		特に注意する内容	留意点
対 応 編 2	1 通告後の対応 2 要保護児童等 への対応	1 通告後の対応 (P27) 児童相談所や市町村 (虐待対応担当課)等から「安全確認」や「情報収集」に係る個別の協力要請がくることもあり、学校として協力することが重要	・普段と変わったことがないか、注意 深く見守っていくとともに不自 然な点があれば 相談
特に注意する内容			留意点
対応編3	1 虐待を受けた 子供への関わり 2 保護者への対 応 3 転校・進学時 の学校間の情報 の引継ぎ	2 保護者への対応 (P34~P35) ① チームで保護者の要求や相談の内容を共有 ② 「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校は毅然とした対応をするとともに、複数の教職員で対応 ③ 教職員、教育委員会等は通告したことや児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであっても漏らしてはいけない	・児童相談所や市町村(虐待対応担当課)に虐待に係る通告や相談等を行う場合は、守秘義務違反に当たらない

[※]本資料で記載しているページ数は手引きのページに対応しています。 ※本手引きは次のアドレスからダウンロードできます。http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm